

## 会議録

平成26年度第4回 藤沢市子ども・子育て会議及び  
藤沢市次世代育成支援施策推進委員会

日時 2014年（平成26年）10月27日  
14:00～16:00  
開催場所 南消防署3階講堂  
出席者 22名  
傍聴者 1名  
議題 (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について  
(2) 利用者負担の考え方について  
(3) その他

<各議題についての委員からの意見・質問等>

### ■議事1 子ども・子育て支援事業計画の素案について

事務局 川口より資料1により説明

○49ページの幼児教育の充実について、本市の場合、市内に幼稚園が35園あり、その他に幼児教育施設が12園ある。幼児教育施設には就園奨励費も出ており、そこに記載していただきたい。また、43ページ、子どもの健全育成推進について、放課後子供教室を推進していきますとされているが、放課後子供教室のことを具体的に知りたい。(津久井委員)

→1点目については、幼児教育施設を組み込んだ形で作成する。(事務局)

→2点目の放課後子供教室について、放課後子供教室というのは学校の施設で放課後子どもたちが集まって一定の時間過ごせる場所であり、地域のボランティアの方が見守って授業をやったり遊びをしたりという活動をするところである。現在藤沢市では2ヶ所、小糸小学校と亀井野小学校の教室を借りて実施している。(事務局)

→それは校庭、教室もしくは両方で実施しているのか。また、週何回実施しているのか。(津久井委員)

→実施日については原則給食のある放課後である。夏休みなどの長期休みは一部実施しているが、原則行っていない。場所については、体育館と校庭を学校の了解を得て使っている。ただ、部活や地域の団体の活動もあるため、見守っている人たちが調整して活動している。

→今後、全校に進めていく予定はあるのか。(津久井委員)

→43 ページの子どもの健全育成の推進だが、今回の計画は次世代育成支援行動計画も継承してというところもあり、現在、国がパブコメをかけている策定指針に従って藤沢市も次世代育成支援行動計画の内容を決めていくところである。今回国が放課後子供教室、放課後児童クラブを拡充していくということを打ち出しており、それには放課後子供教室と一体的に整備をするということを出している。ただし藤沢市の場合は、なかなか余裕教室が使えないという状況であり、藤沢市の今の状況を踏まえてこの内容も変えていくのかなと考えている。ただ、放課後の昼間保護者がおうちにいらっしやらないお子さんだけではなく、すべてのお子さんの放課後の居場所というのが藤沢市としても重要と考えているので、子供教室の拡充かそれとも現にある子供の家を使ってすべてのお子さんの放課後の居場所というのを書いていくか検討中である。ここに書いてあるのは国が考えている行動計画の策定指針の内容になっている。(佐藤委員)

→市はそれを受けて設置するのか。(津久井委員)

→藤沢市の場合は、現実、余裕教室がなかなかなく、踏み出せない状況だが、放課後の子どもの居場所については色々なかたちで検討していく。(佐藤委員)

○委員がここに書かれている内容の理解と何を質問するのかということを確認にするため、今回、どこまで議論をおこなうのか、もう一度説明をしていただきたい。(増田委員長)

→計画について今回お諮りしている内容について、計画としては年内にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからご意見を賜りたいと考えている。パブリックコメントを実施するにあたり、子ども・子育て会議の委員の皆さんの意見を賜った中で、パブリックコメントにかける計画の素案を作っていく。まずこの計画について、章立てが7章からとなっており、基本目標として7つ掲げさせていただいている。この目標を計画に位置づけてこれを推進することでいいかどうかというところのご意見をいただきたい。3つの計画を1つの計画の中に盛り込んでいくということは前回までの会議内でご説明をさせていただいているが、乳幼児期の子ども・子育ての関わり方などが、やはり大人になってからの社会生活を営むうえで基礎になりますので、そういった意味で今回、子ども・子育て支援法、次世代行動計画の部分、それから子ども・若者の部分の3つの計画というのを1つにした形で計画を定めて参りたいと考えている。そういった視点からも、目標の立て方、構成の在り方でよいのか等をご意見としていただきたいと考えている。(事務局)

○ここ数年、子どもがお散歩に行くあるいは園庭で遊ぶ、あるいは教室の中で遊んでいる時に転んでケガをすることが時々ある。その転び方が、いきなり顔

から突っ込んでしまい、歯を打ったり、鼻がぶつかったり、場合によっては目を怪我することがしばしばある。細かな原因は分からないが、例えば保育園の中では危険な箇所は検討して無くしていく。子どもが仮に転んでもあまり怪我をしないようにということで、危険な箇所を除去する。そのことが果たして全て子どものためにいいのかということを経々感じる。いろいろ補助して手厚くするのはいいが、何か作るにしても自分でやるということが、少ないのかなと感じる。(小菅委員)

○子どもの健全育成っていうところでは、公園の視点がない。大人と一緒に行かないと公園で遊べないというような状況がある中で、例えば公園の中に地域のボランティアを置くことなどが必要なのではないか。

52 ページ、真ん中少し過ぎたあたりに「障がいなどによって支援を必要とする子どもたちが、地域において伸びやかに育まれ」と記載されており、素晴らしいことだと思う。しかし、具体的にどのようにして実現できるのか。なかなか一人では外に出せないが、その場にその子を見る人がいれば大丈夫であり、それが放課後子供教室で可能なのか。そこでは全体で子どもを見るから、その子だけを見ることは難しいのか。そうすると学童保育がその役割を担っていかないといけないのではないのかと思うが、現在、学校の支援学校に行った後は、外には出せなくて家の中で見ている状態である。これをどう解決していくのかということを経々期待したい。(津久井委員)

○4章と6章で、具体的な展開が述べられているが、それが具体的な展開というよりも抽象的な表現であるが故に4章と6章との文章の表現が重なっているような感じがする。子育て支援っていうのは、お母さんのお腹にいる段階から切れ目のない支援という形になっているので、切れ目のないような施策目標なり施策の方向性を出した方が分かりやすいのではないか。

もう一点、28 ページのところ藤沢市を4地区に区分して出ているが、これに関連して、7ページの年少人口の推移を地区別に出していただいた方が今後の目標なり方向性がより具体的に分かるのではないのか。4地区にしたことよっての施策の方向性というのを随所に入れていただけると非常に分かりやすい。(新實委員)

○資料 28 ページと差し替えがあった部分も含めて、居宅訪問型保育について。例えばインフルエンザになってしまって会社をお休みしないといけないお母さんについて、ファミリー・サポート・センター事業が非常に有効に活用される部分もあるが、居宅訪問型保育という地域型保育の中に位置づけられるものが

ある。30 ページ以降、各項目が出てくる箇所に居宅訪問型保育の記載がないので是非記載していただきたい。国の方でいろいろ議論がされているところでもあり、藤沢市でも居宅訪問型保育について何らかの施策が入ってくるといいのではないか。同じく、事業所内保育について。国の子ども・子育て会議の中でもまだはっきりとは事業所内保育について議論されていないので、非常に難しいところだと思うが、この事業所内保育というところを藤沢市として、項目を記載していただきたい。また、確保方策が0ではないのではないのかと思う。もう一点、51 ページの基本目標 6、真ん中より下に「企業の理解と協力が必要」という言葉が含まれている。例えば、藤沢らしさということを出す中で、子ども・子育てやワーク・ライフ・バランス等に積極的な企業に対しては、藤沢市のこういう特典をつけるというような取り組みが具体策となってくる。例えば、時短社員を積極的に使うとか、その会社の中で小規模保育をやるとか、市内の企業が積極的に子育てに取り組んでいくいろいろな施策をすることによって、住みやすい街ふじさわと言えるのではないか。(浅原委員)

○例えば今出ている 51 ページの多様な働き方など、企業の方にも協力をということだけで終わってしまい具体的な施策に欠けている。2 ページの一番上に事業主の特例認定制度の創設とあるが、企業の方たちにこの認定をされると何になるのか、そういうことをアピールまたは働きかけをする必要がある。また、4 ページ・5 ページは大事であり、4 ページ下の図、子ども・子育て支援事業計画が行政のいろいろな計画と関係する計画と位置づけされているが、5 ページでは、市長の下がイコール子ども青少年育成課となっている。その間に、市行政内部のネットワークができるようにしていただきたい。具体的な施設作りやメニュー作りはそのネットワーク的なものの中で進めていく必要があるのではないか。行政のネットワークの中でそのようにしていく必要があると思いますので、そんなところをご協力いただけたらと思う。(金井副委員長)

○次世代育成対策推進法ができ、各市区町村で検討をするときに、それまでの主の課が担当するところから、市全体の中でという体制を求めて次世代育成対策推進法があるはずである。しかし事業所の方の計画についてはなかなか見えにくい側面があり、その評価も大変困難な状況があったと思う。そのことが今回のこの計画のところはかなり影響が出ているのかなと思うが、市の中でもう一度改めてネットを組んでいく体制について説明をお願いしたい。(増田委員長)  
→21 ページのところ今回体系図を記載させていただいた。この体系図の中で、それぞれの目標に対する施策の方向を最初のところで記載をさせていただいている。この目標の施策の中に今後、市の関連する事業を位置づけていきたいと

考えている。平成 26 年度までの管理をしている次世代の部分では 179 事業の個別事業について進捗管理をしている。目標に対する施策の方向性が決定したら、ここに事業を位置づけていきたいと考えている。現在の次世代行動計画の中では、庁内ネットワークがあり、そこで進捗管理しているが、この子ども・子育て支援事業計画についても庁内のネットワークを組み、それぞれの事業の進捗を子ども青少年育成課でとりまとめをし、この会議の中で報告をさせていただきたいと考えている。(事務局)

○5 ページについて、是非市長と事務局との間に機能している重要な部分を誰が見ても全体体制でやっているということが理解できるような工夫をしていただきたい。

もう 1 点、今回の計画はすべての子ども、そして 0 歳から大人に至るまでということ考えたときに、0 歳から切れ目なくさまざまな支援等があるということが視覚的に分かるように計画案の中に入れてもらい、全体像の説明をしていただくと大変分かりやすいのではないかと。先ほどご質問等があったが、藤沢市は待機児童がまだ多くいる中で、地域型保育の重要性というものがあった。このこともこの素案の中で述べられているが、もう一度地域型のところについてプラスご説明をしていただければと思う。できるだけ今の段階で具体的に分かるものがあればそれを交えながらお願いしたい。(増田委員長)

→新たに市町村の認可という制度で 0 歳から 2 歳までを対象にした地域型給付という施設が来年の 4 月に予定されている。居宅訪問について、国の考え方では、障がいをお持ちでなかなか外の園にお預けができないというような方を基本的に対象としている。事業所内保育については、市内でも藤沢市民病院も含めて、かなりの施設で看護師を中心に医療従事士の方々の人材確保の観点で使っている事業があるが、新制度になると、従業員の方以外の、一般市民の受け入れ枠というのが、定員枠に応じて定められている。夏頃に事業を展開されている事業所の方に、地域の方を一定数受け入れていただくことが出来るか調査をさせていただき、セキュリティなどの観点から現行ではなかなか難しいというお返事をいただいている。

計画について、地域型給付施設も含んだ保育所の整備計画というのを別立てで作成する。詳細については、そちらの計画で記載等をしていきたいと考えており、この計画では数値的な部分のみとさせていただく予定である。(和田委員)

○事業所内保育について、補足とお願いがある。院内保育は現実的にほとんどがいっぱいであるため、そこに地域の方を 4 分の 1 受け入れるということが難しい。ただ、この制度ができるならば、今までやろうかと思っていたが運営費

の関係でできなかった事業者が検討し始めている。計画上、「0」にしておくのはやむを得ないかもしれないが、そういう事業者が出てきたときに、計画上、小規模だけということではなく、小規模がまだできていなければ事業所内に融通を利かせていただきたい。他の自治体では、事業所内を新制度の中に入れるつもりはないというところもある。事業者が前向きに検討してもそういうところもあるので、是非そういうことではなく、前向きに考えていただきたい。(瀬木委員)

○19 ページ、下の方に1から5番まで、支えあう地域づくりということが書いてあり、地域一体となって温かい目で子育てをさせていただけたら嬉しい。例えば子供会についてだが、子供会を担当している親御さんも共働きで忙しく事業が縮小していつている。市の方から、こういう活動をしていただきたいというような何か働きかけをしていただけるとよいのではないか。

また、先ほどもありました 51 ページの認定マークについて、よい制度と思うが、のってくれる事業があるのか。2時間くらいかけて勤めているお母さんがいるが、例えば、住んでいる地域で働けるようなこととして、1年に1枠でも2枠でもいいがそのような方を対象とした転職の枠がある企業に何か特典を与えるのもいいのではないか。

62 ページ以降で、ニート・ひきこもりというキーワードであるが、子ども・子育てというと小さいお子さんを対象としたイメージがあるため、少し違うものなのかなと思ってしまうことがある。例えば 64 ページの基本目標(1)のところだが、1の「民間団体等との協働による取組の推進」より、2の「青少年指導を支援する人材の育成」の方がソフトな感じがするため、そちらを先に挙げていただくのはどうか。なるべく皆さんに関わりの多いところをまず記載していただいた方が読みやすいのではないか。(豊田委員)

○産後のご主人の関わりについて、どうしても休みが取れないなど、子育てに関わってはいるがなかなか成果が上がらないということがある。赤ちゃんを育てるときに気持ちよく育てられると、それがずっと続いていくが、その時期に少し転ぶと、その後、子育てが辛くて嫌になってしまうことになる。是非企業から子育ての原点を少し考えいただきたい。(中田委員)

○30 ページ各事業における確保の内容について、スタート時点の平成 26 年度の数字がある方が読みやすい。

もう一点、47 ページ基本目標 4、豊かな心を育む教育環境の推進について、第1番に次代の親の育成となっているが、子どもを育てるのは次の親を育てる目

的になっているわけではないので、順序を変えた方がよいのではないかと。

もう一点、43 ページ、子どもの健全育成の推進について、子どもの健全育成の推進をタイトルとしているので、共働き家庭等の小学生の遊びというかたちだと共働き家庭のお子さんばかりを対象にして考えているイメージを与える。全体の子どもというイメージがつくような表現をしていただきたい。(新實委員)

○19 ページ、基本的な考えとしてはとても見やすく分かりやすいと感じる。その中であっても子どもたちの夢や希望が次の未来になるためのものではなく、その一人ひとりが幸せに生涯過ごせるようにということが最善の目的であり、その表現ができるといいのではないかと。

もう一点、42 ページの子育て支援のネットワークづくり、17 ページの子ども・子育て環境の問題というところで、働くお母さんが中心になってくるのは仕方がないと思うが、子ども・子育て支援という中では、子育てに専念している方が楽しく子育て時期を過ごせるように「子育てで孤立しないような」という表現を入れていただきたい。消費税増税を子どもたちの育成にしっかり福祉的な面で当てるというところで、働かないお母さんたちにとっても、きちんと還元できるようなこれからの流れというのを記載していただきたい。

もう一点、59 ページ、ニートのことと等書いているが、今、いじめということがかなり社会問題になっている中で、子どもたちが育む基盤として想像力がとても大事だと思う。いじめのない学校生活や社会になっていただきたいと思っているし、その基礎は幼児期にあると思うので、その辺のところをもう少し明確に読み込めるような文章を盛り込んでいただけるとありがたい。(國尾委員)

○本日、差し替えがあった数値のところは何点か質問させていただきたい。

一点目、今まで認定こども園のところに数字が入っていなかったが今回入っている。確認を受けない幼稚園の数値は変わっていないため、それ以外のところが認定こども園になっていくように努力するということなのか。二点目、1号認定、2号認定に数字が入っていて3号認定には入っていない。幼稚園が認定こども園へ移行したときに基本的に0、1、2は小規模が対応するという考え方なのか説明いただきたい。(瀬木委員)

→保育の需要として量的に不足しているということは明らかだが、ここで基本的にクローズアップしたいのはやはり、小規模保育という待機児の中で一番ウェイトを占めている1歳児を吸収できる施設の確保というところがある。先ほども議論であったが、2歳以降の居場所というところで、連携施設を現実的に確保できるのかというところは最大の課題だと思っているが、1歳児の待機児の解消に関しては非常に有効な策だと思っている。ただ、今申し上げたとおり

の課題があるため、そこを吸収できるのは認可保育所を新たに作るというだけではなく、認定こども園という部分で3歳以降を預かっていたらということもひとつ有効であると想定している。認定こども園への移行を返上するという報道がある中で、それに対して新たな支援を検討するというのが、先週の後半に報道されており、まだまだ不確定な部分があるが、小規模と認定子ども園をセットで考えていく必要があるという認識で数値の方を記載させていただいた。(和田委員)

○62 ページの基本方針の困難を有する子ども・若者について、困難という言葉が非常にいろんな社会の環境や状況によってこういう状況になっているのであって、困難というとニートとかそういう人は困難だと位置づけられてしまう印象がする。例えば支援を有するとかに変えることはできるのか。(金井副委員長)  
→子ども・若者計画 2014 を策定した際、子ども・若者育成支援推進法の中で、ニート・ひきこもりなどということは、諸々のニート・ひきこもりでなく、いろんな困難をひとつの言葉にまとめて国・県でもこの言葉を使っており、このような表記をしている。(事務局)

## ■議事 2 利用者負担の考え方について

事務局 武井より資料 2 により説明

○所得税から市町村民税へ基準が変わってくることによって、現在通っている子どもたちの保育料が高くなることはあり得るのか。(津久井委員)  
→ランクが変わることによって、今の負担からランクが少し上下する場合があります。そこをどのように想定するか考えていかないといけませんが、全く同じランクに留まることはないと考えている。

○多子軽減について、教育標準時間認定は小学校3年生まで、保育認定は修学前までの子どもで算定となっているが、この違いはなぜか。(豊田委員)  
→教育標準時間認定については、今の就園奨励費の考え方を踏襲している。今の就園奨励費では、第1子の方が小学校3年までの範囲で認められるものになっている。保育認定については、実際に保育所に通っている方の最年長が第1子という考え方となっている。(事務局)

○国が定めた水準の短時間認定③のところだが、2号認定の保育標準時間で16,500円、保育短時間が16,300円であり、200円の差となっている。短時間



の人が 200 円の差なら、例えば夕方が遅いケースを考えると、短時間認定で延長料金を払うようになってしまい、長時間認定を希望するようになるのではないか。200 円の差がほとんどないように感じるため、もう少し差があった方が明確ではないか。(小菅委員)

→保育短時間認定と保育標準時間認定の差がこれしかないと言っていると延長保育をした場合、逆転するようなことが出てくることも考えられる。国でもそこについて検討課題だと言っている中で、どうするのかということに対して、明確な答えが全くない。確かに逆転するというのはあり得る話であって、あってはならないことだと思っている。国でもかなり重要なことだと思っているのは確かなので、回答を待っている状態である。(事務局)

○別紙 2 の一番下について、新制度に移行した場合に、この B の人は負担額が増えることになるが、移行措置というのがあって、その負担が軽減される。2 年目以降になると、この負担はそんなに変わらないのか。移行前と同じ程度になるのか。(津久井委員)

→制度が変わることによって保育料が上がってしまうというような表になっている。その差額について、保護者にとって不利益が生じる可能性があるので、それを何とかしようという考え方を持っている。(事務局)

→卒園するまで、その措置はするのか。(津久井委員)

→在園者に限るが、卒園するまでと考えている。ただ、新しく入った方については、新しい保育料でお願いする。あくまで今、在園している保護者に対してということになる。(事務局)

→保護者にとっては新制度に移行した園に行かない方が負担額が少ないということか。(津久井委員)

→保育料について、負担額が少なくなる方もいるだろうし、そうならない方もいる。(事務局)

→従来の私学助成の園については、入園料プラス年間の保育料というかたちで徴収しているということがある。そういった中で、国が定める水準については、入園料部分を基本的には含みますという見解になっているが、在園しているお子さんについては既に入園料は納付済みである。そのようなことから経過措置を設けるということがある。もう一点は今回ご提示させていただいている保育料は、あくまでも平均でとらえている。お支払いいただいている入園料、保育料というのは、それぞれの園の中で同じだと思うが、実質負担を求めるための就園奨励費というのは、所得階層によって違って来る。そのようなことから平均で保育料を求めているということをご理解いただきたい。(和田委員)

→個人によって違うということか。(津久井委員)

→そのとおりである。個人個人で全く違ってくる。これから移行を検討される園も当然出てくると思うが、幼稚園は各園でそれぞれ保育料を決めているため、非常に高い保育料を設定されているところと、安価に抑えられている園と大きく差がある。一概にAさんについてはこうだとかはなかなか言えないということがある。(和田委員)

○実際には市や県から就園奨励費補助金というかたちでもらっているため、印象としては消費税増税を投入するところで、施設型給付というものを謳っているが、就園奨励費補助金をもらっていた方が手厚くしてもらえるとということが生じている。施設型給付に移った保護者がそうでない私学助成の園と比べ、とても深く恩恵を受けているということではない。正直な話、どちらも変わらないというような現状になっていると思う。(國尾委員)

○新制度のことではないが、基本目標の2のところの地域における子育て支援について、公民館という学習支援施設があり、親教育とか親の仲間作りとかそういう学習の拠点がある。子育て支援の充実という中には、親の生涯学習であったり子育て教育の支援・充実というところも触れていただきたい。また、行政内部のネットワークの中には生涯学習課だけではなく、親教育をやっている担当課もあると思うので、そこを明らかにしてこの施策の中に位置づけていただきたい。(有田委員)

○重要な観点であるので是非事務局の方でも検討をお願いしたい。冒頭からまだまだ明確ではない部分があり、次回に向けて具体的なものが出されるということであるが、ひとつ確認していただきたいことは、次世代育成対策推進法に基づくこうした取り組みになったときに、保育施策の充実だけではとても日本の子どもが健やかに育つというのは実現できないという考え方が基に、保育の充実はもちろんのこと、すべての子どもへの支援が大事であるとなっている。しかも0歳から大人になるその長いプロセスの中でということだったと思うので、そのところを大切にしながら次の提案をしていただければと思う。(増田委員長)

○計画素案のパブリックコメントについて。11月から12月で実施予定である。次回の開催について。議題を「子ども・子育て支援事業計画案」などとし、来年1月下旬に開催予定である。

以上